

第1部	令和7年度(2025年度)の中小企業・小規模事業者の動向	1
第1章	中小企業・小規模事業者の動向	2
第1節	中小企業・小規模事業者の業況	2
第2節	金利・為替・物価	6
第3節	雇用・賃金	9
第4節	労働生産性・設備投資	27
第5節	デジタル化・DX	32
第6節	価格転嫁	35
第7節	開業、倒産・休廃業	38
第8節	事業承継、M&A	44
第2章	中小企業・小規模事業者に求められる共通価値	48
第3章	中小企業・小規模事業者の取組事例	58
第2部	「強い中小企業」に向けた「稼ぐ力」の強化	63
第1章	中小企業の労働生産性の状況	66
第2章	中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた取組	82
第1節	付加価値額の増加	82
第2節	労働投入量の最適化	178
第3章	人材確保・活用に向けた取組	199
第1節	人材確保の取組	200
第2節	人材活用の取組	211
第3節	まとめ	224



令和7年度において講じた中小企業施策	225
参考文献	232

本文を読む前に（凡例）

- 1 この報告の中で、中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいう。また、小規模事業者とは、同法同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。さらに、中規模企業とは、「小規模企業者」以外の「中小企業者」をいう。「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、下記に該当するものを指す。なお、集計・分析において具体的な定義を示している場合等は、その定義に準ずる。

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②～④を除く）※	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業※	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、以下のとおり定めている。

【中小企業者】

① 製造業

- ・ゴム製品製造業（一部を除く）：資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 900 人以下

③ サービス業

- ・ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 300 人以下
- ・旅館業：資本金 5,000 万円以下又は常時雇用する従業員 200 人以下

【小規模企業者】

③ サービス業

- ・宿泊業・娯楽業：常時雇用する従業員 20 人以下

- 2 この報告では、一般に公表されている政府の統計資料を再編加工したものや民間諸機関の調査等を主として利用した。資料の出所、算出方法、注意事項等についてはそれぞれの使用箇所に明記してある。なお、この報告でいう「再編加工」とは、各統計調査の調査票情報等を中小企業庁で独自集計した結果であることを示す。

- 3 中小企業・小規模事業者に関する統計を見ていく場合、中小企業・小規模事業者は大企業と異なり、指標によっては企業間のばらつきが大きいため、平均値は中小企業・小規模事業者の標準的な姿を代表していない可能性があることに注意を要する。
- 4 各統計値については、過去分にわたって更新される可能性がある。
- 5 集計・分析において、特段の記載がない場合は、名目値を用いている。

中小企業白書・小規模企業白書について

- ・中小企業白書は、中小企業基本法に基づく年次報告。2026年版で63回目。
- ・小規模企業白書は、小規模企業振興基本法に基づく年次報告。2026年版で12回目。

● 中小企業基本法（抄）

（年次報告等）

第11条 政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

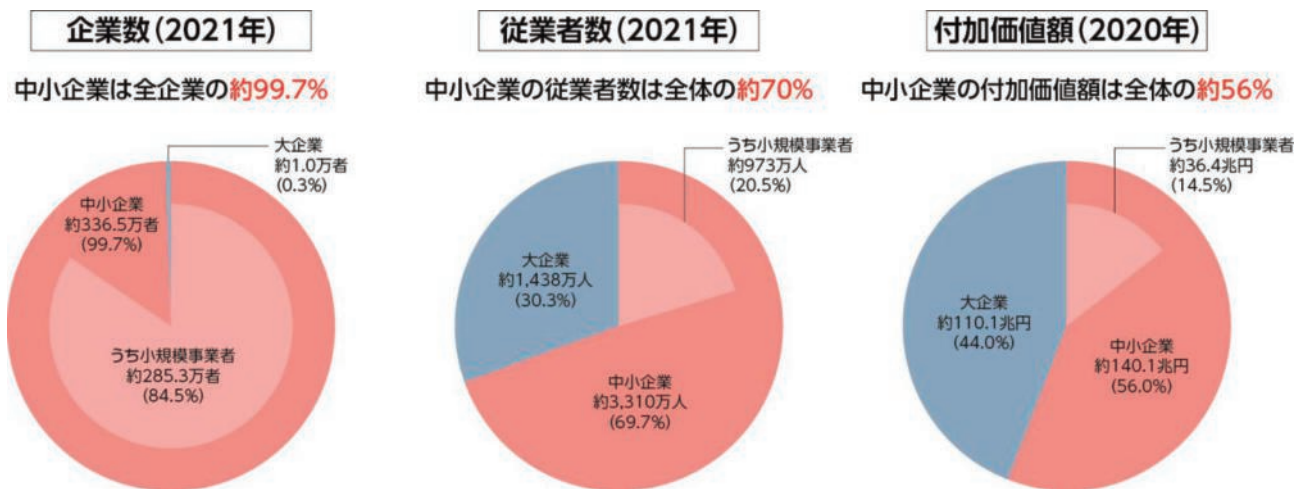
● 小規模企業振興基本法（抄）

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、小規模企業の動向及び政府が小規模企業の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る小規模企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

● 中小企業・小規模事業者の企業数、従業者数、付加価値額



資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査」再編加工